

## 運 営 指 導 基 準 （ 指 定 就 労 定 着 支 援 ）

### ○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

「市条例 73」＝八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 73 号）

「市条例 75」＝八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 75 号）

「障発 1206001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

「平 18 厚労告 523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

「平 18 厚労告 545」＝食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号）

「平 18 厚労告 556」＝厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 556 号）

「平 18 厚労告 543」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 543 号）

「平 18 厚労告 550」＝厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合  
（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 550 号）

「平 18 厚労告 551」＝厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 551 号）

「平 24 厚労告 268」＝厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 268 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労定着支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労定着支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労定着支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 また利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合は、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労定着支援事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p> <p>(5) 指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>支援法第43条</p> <p>市条例73 第3条第1項</p> <p>市条例73 第3条第2項</p> <p>市条例73 第3条第3項、第4項</p> <p>市条例73 第3条第5項、第6項</p> <p>市条例73 第201条 支援法施行規則 第6条の10第2号 第6条の10第3号</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定就労定着支援事業所の従業者の員数</p> <p>2 管理者</p>	<p>指定就労定着支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>*常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする))</p> <p>(1) 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 40 で除した数以上となっているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者 ① 指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数 (当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練 (機能訓練)、自立訓練 (生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型 (生活介護等) に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。) に応じて、次に掲げる員数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>② サービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(3) 利用者数の算定 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。</p> <p>(4) 職務の専従 就労定着支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>指定就労定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定就労定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定就労定着支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	<p>支援法第 43 条 第 1 項</p> <p>市条例 73 第 202 条第 1 項</p> <p>市条例 73 第 202 条第 2 項</p> <p>市条例 73 第 202 条第 5 項</p> <p>市条例 73 第 202 条第 3 項</p> <p>市条例 73 第 202 条第 4 項</p> <p>市条例 73 第 203 条 準用 (第 57 条)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p>	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p>	<p>市条例 73 第 204 条</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、支給決定障害者等が指定就労定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者との間で当該指定就労定着支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、  ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  イ 当該事業の経営者が提供する指定就労定着支援の内容  ウ 当該指定就労定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  エ 指定就労定着支援の提供開始年月日  オ 指定就労定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口  を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。  指定就労定着支援事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供するときは、当該指定就労定着支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用(第9条第1項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用(第9条第2項) 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 1206001 通知 第十三 3(7) 参照(第3 3(1))</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用(第10条第1項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用(第10条第2項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用(第10条第3項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
3 提供拒否の禁止	<p>(4) 指定就労定着支援事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から (3) に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定就労定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定就労定着支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援A型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</p> <p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 10 条第 4 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 11 条)</p> <p>市条例 73 第 191 条 準用 (第 12 条)</p> <p>市条例 73 第 191 条 準用 (第 13 条)</p> <p>市条例 73 第 191 条 準用 (第 14 条)</p> <p>市条例 73 第 191 条 準用 (第 15 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 191 条 準用 (第 15 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 191 条 準用 (第 16 条)</p> <p>市条例 73 第 191 条 準用 (第 17 条第 1 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
4 連絡調整に対する協力  5 サービス提供困難時の対応  6 受給資格の確認  7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助  8 心身の状況等の把握  9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 191 条 準用 (第 17 条第 2 項)
	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、当該指定就労継続支援A型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型の提供の都度、記録しているか。 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	市条例 73 第 191 条 市条例 73 第 211 条 準用 (第 12 条)
	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労定着支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定就労定着支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例 73 第 211 条 準用 (第 13 条)
	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	市条例 73 第 211 条 準用 (第 14 条)
	(1) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 211 条 準用 (第 15 条第 1 項)
	(2) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 211 条 準用 (第 15 条第 2 項)
	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 73 第 211 条 準用 (第 16 条)
	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 211 条 準用 (第 17 条第 1 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
10 身分を証する書類の携行	<p>(2) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>指定就労定着支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 17 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 18 条)</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供した際は、当該指定就労定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労定着支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労定着支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 19 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 19 条第 2 項)</p>
12 指定就労定着支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 20 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第十三 3(7) 参照 (第三 3 (10))</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 20 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第十三 3(7) 参照 (第三 3 (10))</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定就労定着支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。 また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 21 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第十三 3(7) 参照 (第三 3 (11))</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
14 利用者負担額に係る管理	<p>(2) 指定就労定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労定着支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定就労定着支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定就労定着支援を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払を受けているか。</p> <p>(4) 指定指定就労定着支援事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定就労定着支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>指定就労定着支援事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定就労定着支援事業者が提供する指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定就労定着支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 21 条第 2 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 21 条第 3 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 21 条第 4 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 21 条第 5 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 22 条）</p>
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定就労定着支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労定着支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>
16 指定就労定着支援の取扱方針	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労定着支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 64 条第 1 項）</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
17 就 労 定 着 支 援 計 画 の 作 成 等	<p>(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業所の従業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定就労定着支援事業者は、その提供する指定就労定着支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(1) 指定就労定着支援事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労定着支援に係る個別支援計画（就労定着支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労定着支援の目標及びその達成時期、指定就労定着支援を提供する上での留意事項等を記載した就労定着支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定就労定着支援事業所が提供する指定就労定着支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労定着支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 64 条第 2 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 64 条第 3 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 64 条第 4 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 1 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 2 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 3 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 4 項）</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 5 項）</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
18 サービス管理責任者の責務	<p>(6) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定就労定着支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、就労定着支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 6 項）</p>
	<p>(7) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 7 項）</p>
	<p>(8) サービス管理責任者は、就労定着支援計画を作成した際には、当該就労定着支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 8 項）</p>
	<p>(9) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 9 項）</p>
	<p>(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 10 項）</p>
	<p>(11) 就労定着支援計画に変更のあった場合、(2) から (8) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用（第 65 条第 11 項）</p>
	<p>(1) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>市条例 73 第 205 条第 1 項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
19 実施主体	<p>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p> <p>指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者となっているか。</p>	<p>市条例 73 第 205 条第 2 項</p> <p>市条例 73 第 206 条</p>
20 相談及び援助	<p>指定就労定着支援事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 67 条)</p>
21 職場への定着のための支援等の実施	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 207 条第 1 項</p> <p>市条例 73 第 207 条第 2 項</p>
22 サービス利用中に離職する者への支援	<p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 208 条</p>
23 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 29 条)</p>
24 管理者の責務	<p>(1) 指定就労定着支援事業所の管理者は、当該指定就労定着支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 73 条第 1 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
25 運営規程	<p>(2) 指定就労定着支援事業所の管理者は、当該就労定着支援事業所の従業者に市条例 73 第 12 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ 営業日及び営業時間  ④ 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑤ 通常の事業の実施地域  ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧ その他運営に関する重要事項</p>	<p>市条例 73  第 211 条  準用 (第 73 条第 2 項)</p> <p>市条例 73  第 209 条</p>
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定就労定着支援を提供できるよう、指定就労定着支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援事業所の従業者によって指定就労定着支援を提供しているか。  指定就労定着支援事業所の従業者は、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  研修機関が実施する研修や当該指定就労定着支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>市条例 73  第 211 条  準用 (第 33 条第 1 項)  障発 1206001 通知  第十三 3(7)  参照 (第三 3 (22) ①)</p> <p>市条例 73  第 211 条  準用 (第 33 条第 2 項)  障発 1206001 通知  第十三 3(7)  参照 (第三 3 (22) ②)</p> <p>市条例 73  第 211 条  準用 (第 33 条第 3 項)  障発 1206001 通知  第十三 3(7)  参照 (第三 3 (22) ③)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
27 業務継続計画の策定等	<p>(4) 指定就労定着支援事業者は、適切な指定就労定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定就労定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 33 条第 4 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 34 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 34 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 34 条第 3 項)</p>
28 衛生管理等	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、当該指定就労定着支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定就労定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定就労定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定就労定着支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 35 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 35 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 35 条第 3 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
29 掲示	<p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定就労定着支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定就労定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 36 条第 1 項、第 2 項)</p>
30 秘密保持等	<p>(1) 指定就労定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、他の指定就労定着支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 38 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 38 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 38 条第 3 項)</p>
31 情報の提供等	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、当該指定就労定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 39 条第 2 項)</p>
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 40 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 40 条第 2 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
33 苦情解決	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定就労定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定就労定着支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 41 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 41 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 41 条第 3 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 41 条第 4 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 41 条第 5 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 41 条第 6 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 41 条第 7 項)</p>
34 事故発生時の対応	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 42 条第 1 項、第 2 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
35 虐待の防止	<p>(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定就労定着支援事業者は、(2)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>指定就労定着支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定就労定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定就労定着支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施しているか。</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 42 条第 3 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 42 条第 4 項)</p> <p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 43 条)</p>
36 会計の区分	<p>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>市条例 73 第 211 条 準用 (第 44 条)</p>
37 記録の整備	<p>(1) 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 17 に規定する就労定着支援計画</p> <p>イ 11 に規定するサービスの提供に係る記録</p> <p>ウ 23 に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 33 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 34 に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>市条例 73 第 210 条第 1 項</p> <p>市条例 73 第 210 条第 2 項 障発 1206001 通知 第十三 3(6)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定就労定着支援事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※ 指定就労定着支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>(4) 事業所の平面図</p> <p>(5) 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>(6) 運営規程</p> <p>(7) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</p> <p>(8) 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>(1) 指定就労定着支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定就労定着支援事業者（指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等）は、八王子市長に対し、遅滞なく、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
	<p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等に限り、)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	
<p>第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 就労定着支援サービス費</p>	<p>(1) 指定就労定着支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14の2により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定就労定着支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労定着支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定就労定着支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 就労定着支援サービス費については、就労に向けた支援として指定生活介護等指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等(生活介護等)又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)若しくは基準該当就労継続支援B型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者(通常の事業所に雇用されている障害者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた障害者については、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の二</p> <p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注1</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
	<p>(2) 就労定着支援サービス費については、指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第6において同じ。）に応じ、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率となっているか。</p> <p>(3) 就労定着支援サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の九の二の表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定就労定着支援の提供に当たって、就労定着支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>(4) 支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(5) 第4の27の(1)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(6) 第4の35に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注3(1) 平18厚労告550の九の二</p> <p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注3(2)</p> <p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第14の2の1の注6</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
3 地域連携会議実施加算	<p>(7) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八を満たしていない場合は、支援体制構築未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 2 の 1 の注 7</p>
	<p>(8) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者の居宅若しくは別に厚生労働大臣が定める地域に所在する利用者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面により指定就労定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1 月につき 240 単位を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 2 の 1 の注 8</p>
	<p>(9) 指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日に属する月において、第 4 の 21 の (1) の規定により新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主等との連絡調整及び連携を行うに当たり、利用者及び当該事業主等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提出を 1 回以上行わなかった場合に就労定着支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 2 の 1 の注 9</p>
	<p>(10) 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 20 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第 20 条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 2 の 1 の注 10</p>
	<p>(11) 利用者が自立訓練（生活訓練）又は自立生活援助を受けている間に、就労定着支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 2 の 1 の注 11</p>
	<p>(1) 地域連携会議実施加算（Ⅰ）については、指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この 3 において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1 月につき 1 回、かつ、1 年につき 4 回（地域連携会議実施加算（Ⅱ）を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 2 の 2 の注 1</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
4 初期加算	<p>(2) 地域連携会議実施加算(Ⅱ)については、指定就労定着支援事業所が、就労定着支援計画の作成又は変更にあたって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回(地域連携会議実施加算(Ⅰ)を算定している場合にあつては、その回数を含む。)を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>生活介護等と一体的に運営される指定就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、指定就労定着支援を行った場合に、指定就労定着支援の利用を開始した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 14 の 2 の 2 の 注 2</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 14 の 2 の 3 の 注</p>
5 就労定着実績体制加算	<p>過去 6 年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の占める割合が前年度において 100 分の 70 以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 14 の 2 の 4 の 注</p>
6 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	<p>平成 21 年厚生労働省告示第 178 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」に定める研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 14 の 2 の 5 の 注</p>
7 利用者負担上限額管理加算	<p>指定就労定着支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 14 の 2 の 6 の 注</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
8 福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 7 までにより算定した単位数の 1000 分の 103 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1 から 7 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1 から 7 までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数</p>	平 18 厚労告 523 別表第 14 の 2 の 7 の注 1